

平成22年度知的財産活動調査について

企画調査課

平成 22 年度知的財産活動調査の結果

1. はじめに

特許庁では、我が国の知的財産政策を企画立案するにあたっての基礎資料を整備するため、我が国の企業、法人、個人及び大学等公的研究機関（以下、単に「企業等」といいます。）の知的財産活動の実態を把握することを目的として、2002年度から知的財産活動調査を行っています。

2010年度調査におきましては、2008年に特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願のいずれかが5件以上である企業等、6,480者に加え、2008年に特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願のいずれも5件未満である企業等からサンプル抽出した4,709者を対象に、（1）知的財産部門の活動状況、（2）産業財産権制度の利用状況、（3）産業財産権の実施状況、（4）知的財産権侵害に関する訴訟について、出願件数に係る調査は2009年、その他については回答者の直近の会計年度で調査を行いました。

2. 調査結果（概要）

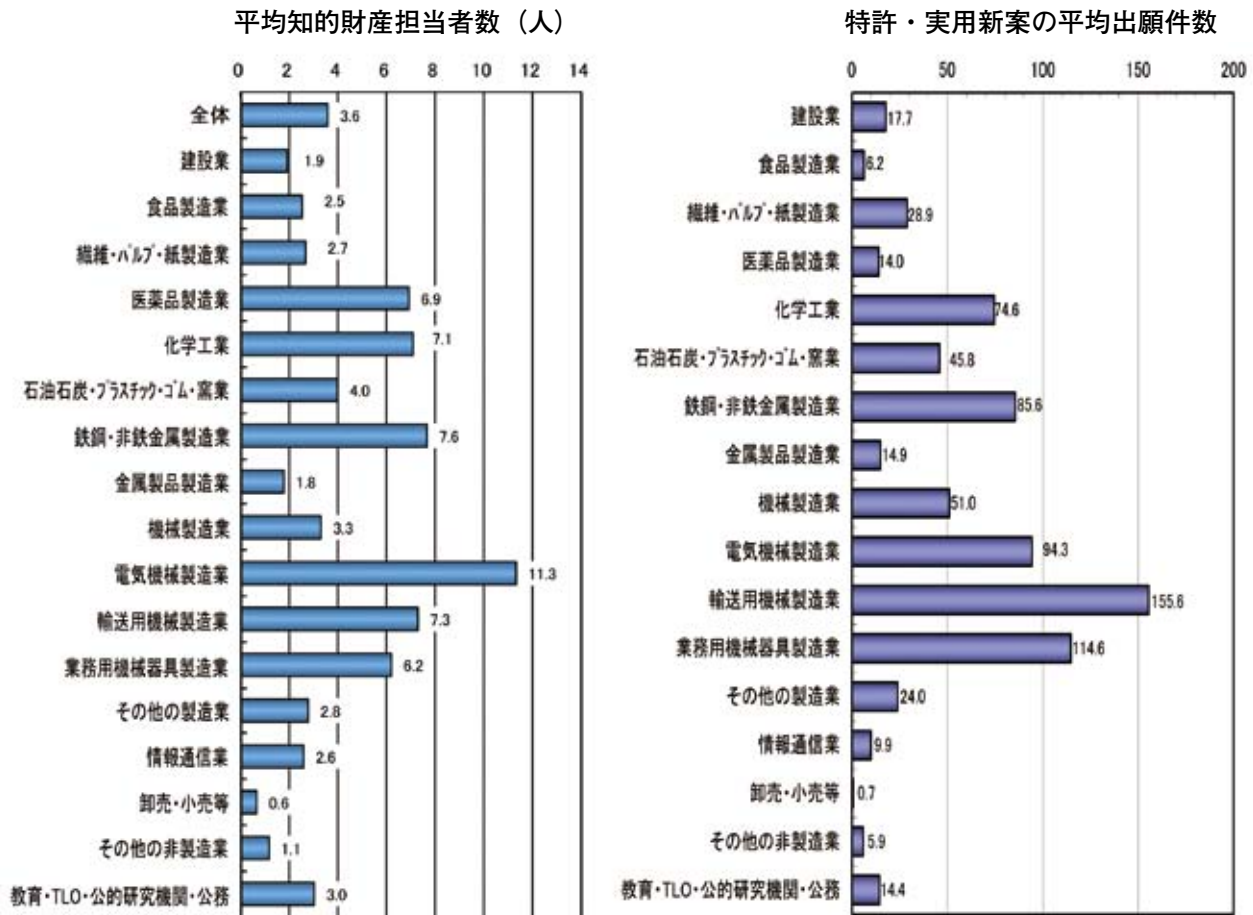
回収された調査票のうち有効標本5,034件について集計を行いました。以下に代表的な集計結果をご紹介します。

（1）業種別の知的財産担当者数及び出願件数の平均

2010年度の調査結果によると、業種別1者当たりの知的財産担当者数は図1に示すとおり、電気機械製造業が11.3人と最も多く、次いで鉄鋼・非鉄金属製造業7.6人、輸送用機械製造業7.3人となっており、全体平均3.6人を大きく上回っています。特許・実用新案の出願件数が多い業種においては、知的財産担当者数も平均より多い傾向にあります。

企業等において、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に係る業務に従事する方のみならず、知的財産権の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する方、知的財産に関する企画、調査、教育、会計、庶務など、知的財産活動を支えるために必要な業務に従事している方も含みます。なお、本調査は、出願の実績があった企業等を対象に調査を実施しておりますため、調査の対象となっていない弁理士、弁護士等の法曹界の人材、特許庁の審査官、登録調査機関等における先行技術文献調査人材、知財法学者等の人材は含みません。係争の和解金、損害賠償費、ロイヤルティ、産業財産権の購入に要した費用は含みません。

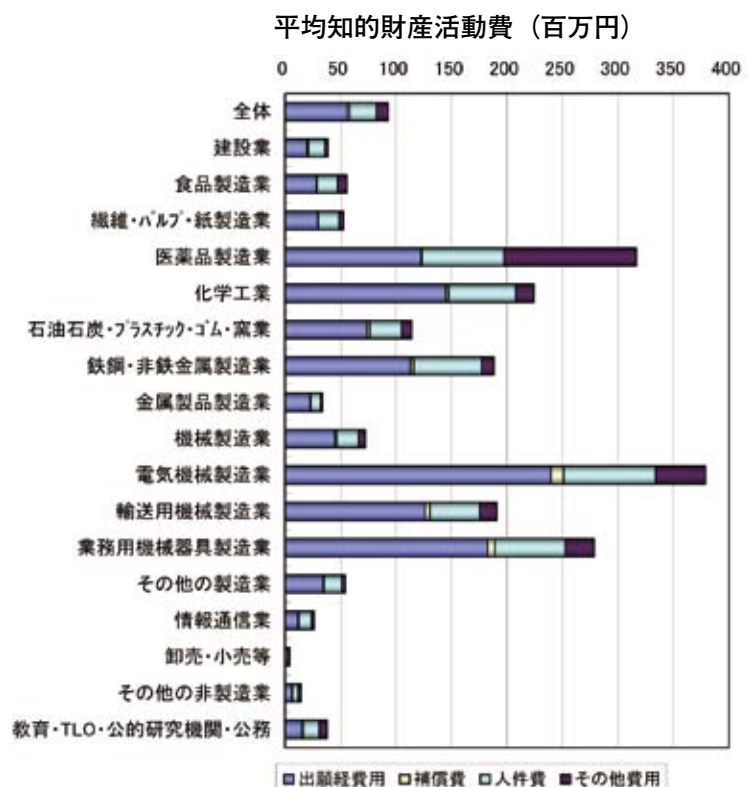
【図1 業種別の知的財産担当者数及び出願件数の平均】



(2) 我が国企業等における
知的財産活動費の現状

2009年度の我が国企業等の知的財産活動に要する費用の平均は、図2のとおりです。内訳を見ると全ての業種において、出願系費用の占める割合が最も多くなっています。

【図2 業種別の知的財産活動費(1者当たりの平均)】



係争の和解金、損害賠償費、ロイヤルティ、産業財産権の購入に要した費用は含みません。

(備考)

出願系費用：産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用（弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く。）

補償費：企業等の定める補償制度（職務発明規定等）に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費

人件費：企業等において知的財産業務を担当する者の雇用にかかる費用の直近の会計年度総額

その他費用：上記の3分類に含まれない費用（知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、知的財産に関する業務に必要な固定資産の減価償却費及びリース料）

3. おわりに

我が国の知的財産政策の企画立案にあたっては、企業等の知的財産活動の実態を把握するとともに政府及び企業等が共通のデータに基づき議論を深め、さらに知的財産政策の効果をデータに基づき評価することが極めて重要であると考えます。調査結果をご活用いただくとともに引き続き本調査へのご協力をお願いいたします。知的財産活動調査結果は、特許庁ウェブサイトで公開しています。

◇知的財産活動調査

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toukei/tizai_katsudou_list.htm